

平成 15 年 5 月 30 日付け「資料等提出依頼」について（回答）

平成 15 年 5 月 30 日付「資料等提出依頼」について、下記のとおり、回答いたします。

記

1 . 公設民営について

(1) 御省のご説明によれば、貴省は義務教育について、官（国及び地方公共団体が 100% 関与する「公立学校」と、学校法人（特区における株式会社を含む。が 100% 関与する「私立学校」の 2 種類のみを想定しているようであるが、教育機関として、これらのいずれかのみしか適切でないとする具体的な根拠を、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。例えば、官と民との関与が 50% ずつとなった場合に、突如、問題が発生するとされることについて、貴省が想定されている問題及びその理由について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(回答)

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者としての国民の育成を期して行われる高い公共性を有するものであって、学校の設置や管理運営については、国、地方公共団体等の公共的な性格を持つ主体が責任をもって行う必要がある。

そのため、我が国の学校教育制度においては、国民の教育を受ける権利や教育の機会均等の理念を制度的に保障し、質の高い教育を提供するために、学校教育法第 2 条で公の性質を持つ国、地方公共団体の外、私立学校法第 3 条に規定する学校法人のみが学校を設置できることとしている。

学校法人については、私立学校法に基づき、役員の最低数を財団法人より引き上げ、評議員会の設置が義務づけられているなど、その設立、管理、解散などについて詳細な定めがあり、高い公共性が制度的に担保されているものである。

貴会議の質問文中にある「官と民との関与が 50 % ずつとなった場合」については、具体的にどのような場合を想定しているのか定かではないが、現行制度においても、地方自治体が建設した施設を学校法人に貸与し、当該学校法人が学校を設置運営をすることや、地方自治体が第三者と共同で学校法人を設立し、当該学校法人に地方自治体が建設した施設を貸与することにより、地域のニーズに応じた特色ある学校を設置運営することについては可能となっている。このようないわゆる公私協力方式による学校設置については、引き続き推進して参りたいと考えている。

(2) 公設民営において、地方公共団体自身が最終的責任を負うと希望した上で、学校法人以外の株式会社、NPOに委託した場合、どのような問題が生じると貴省は考えているのか、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(回答)

学校の設置や管理運営については、国、地方公共団体等の公共的な性格を持つ主体が責任をもって行う必要がある。仮に、公立学校の管理運営を第三者に対して包括的に委託した場合、学校教育について、学校設置者の直接的・恒常的な監督が困難となり、保護者・子どもたちに対して公教育の水準の確保及び質の保障に責任を負うべき学校設置者としての責任を果たすことが困難となる。

また、このような公教育の水準の確保を図るため、公立学校については、市町村、都道府県、国の適切な役割分担・協力のもと、教育公務員制度や給与負担制度等の各種制度が整備されているところであり、包括的に委託した場合には、我が国の公立学校制度の根幹に関わる問題が生じ、極めて慎重な対応が必要である。

さらに、子どもたち一人一人にとって、教育はやり直しのできないものであり、公立学校における学校教育は、入学の許可、課程の修了の認定、卒業の認定、退学等の懲戒等、児童生徒の教育を受ける権利に直接的に関わる処分性を有する措置と、これと密接不可分な日常的な教育活動から成り立っていること、また、委託された学校の教職員が非公務員となった場合には、教育委員会が直接的に「公立学校」教職員の服務管理等を行うことが困難となり、公立学校における中立性の確保等の適正な管理運営に支障をきたすことなどを考慮すると、委託した際には公立学校としての直接的な責任を果たすことが困難となる。

2. 大学・学部・学科の設置等の自由化について

(1) 貴省のご説明によれば、学問分野については、「国際的に共通するスタンダード」があり、それにより17の学問分野を定めているとのことであったが、当該「スタンダード」について、具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(回答)

「国際的に共通するスタンダード」の趣旨

総合規制改革会議第7回アクションプラン実行WGにおける「学位というものに、国際的に1つの共通するスタンダードという考え方がある」(貴会議作成議事要旨9頁)との発言の趣旨は、当省が大学の設置認可の制度改正に当たって着目した学位に関する議論の基本的な前提として、まずは学位の国際的通用性について申し上げたものである。より詳細にご説明すれば、以下のとおり。

世界的に見ても、設置認可と第三者評価制度の組合せによって大学の質を保証するシステムが取られているところである。この背景としては、もともと学位が、中世ヨーロッパにおける大学制度の発足当時から、大学がその教育の修了者に対し授与する大学の教授資格として発足し、国際的通用性のある大学教育修了相当の能力証明として発展してきたとの歴史的経緯によるものである。

「学位」と大学設置認可制度の弾力化との関係

本年度から実施された大学設置認可の制度改正に当たっては、もともと学位授与権の付与が国際的にも歴史的にも大学の設置認可の際の重要な要素であることにかんがみ、大学が授与する学位の種類や分野に着目する考え方に立ったものである。

なお、「17の学問分野」の考え方等については、貴会議からの本年4月15日付け「資料等提出依頼」に対する同年4月22日付当省回答2.(3)においてご説明しているところを御参照願いたい。

(2) 融合学際分野の学部・学科の新設に当たり、認可制とされる理由について、詳細にご教示をいただきたい。

また、これらの学部・学科の新設を届出制とした場合に、異なる学部間で学科の移動をおこなった場合、どのような問題が生じると考えられるのか、また、それらが大学の質を妨げるとする具体的な根拠について、貴省の見解を具体的かつ詳細にご教示いただきたい。

(回答)

学際融合的な学部等の設置認可に当たっての考え方は、貴会議からの本年4月15日付け「資料等提出依頼」に対する同年4月22日付当省回答2.(3)においてご説明しているところを御参照願いたい。

また、そもそも設置認可に当たって、学部・学科における教育研究は学問分野によって大きく異なる（学際融合的な領域にあっては尚一層のことと思料）にも拘わらず、かかる多様性を考慮することなく、一律に学部・学科については届出のみをもって設置を可能とすることは、学位を授与するに相応しい教員組織を構成できるか等の観点等閑に付され、消費者たる学生が享受するに足る教育サービスの質の確保が困難となり、学生に回復困難な多大な不利益を生ずる虞があることから、不適切と考える。

3. 幼保一元化について

(1) 貴省のご説明によれば、「幼稚園は教育機関であり、保育機関と異なる」とのことであるが、保育所出身者と幼稚園卒園者に関する追跡調査等で、「教育効果に違いがある」という具体的な論拠及びデータをご教示頂きたい。

(回答)

幼稚園は保護者の就労等の状況によらず、小学校入学前の、希望する全ての幼児を対象とし教育を行う施設であるが、保育所は「保育に欠ける」乳幼児を対象に児童福祉の観点から保育を行う施設である。両施設は、「教育効果に違いがある」という理由で制度上の扱いが異なるわけではなく、幼稚園と保育所はそれぞれ異なるニーズに対応するために制度が設計されているのである。なお、文部科学省ではご指摘のような追跡調査等は実施していない。

(2) 厚生労働省においては、保育所について、全国規模で、株式会社による経営を認めているが、預かり時間などにおいても両者間に本質的な差がなくなりつつある中で、貴省が幼稚園について、株式会社等の参入を全国規模において認めない根拠について、単に学校教育だから認めないという以外の理由について具体的かつ詳細にご教示頂きたい。

(回答)

株式会社等による学校の設置については、今般の構造改革特別区域法の改正により、特区において可能となったところであり、特区における状況を踏まえつつ、中央教育審議会において検討している。

なお、株式会社による学校設置についての問題点は、5月8日付け文書にて回答したとおりである。